

地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例及び地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月八日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第九号

地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例及び地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

(地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正)

**第一条** 地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成二十八年六月奈良県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「二年を」を「三年を」に、「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に、「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に、「同法第六十八条の九第八項第六号」を「法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第六十六条第六項」に、「中小連結法人」を「中小通算法人」に改める。

第三条第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「二年」を「三年」に改める。

(地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例の一部改正)

**第二条** 地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例(平成二十一年七月奈良県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「承認地域経済牽引事業者」の下に「(以下「施設設置者」という。)」を加える。

第三条第一項中「促進区域内において同意日から起算して五年以内に対象施設を設置した承認地域経済牽引事業者」を「施設設置者」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例(以下「新条例」という。)の

規定は、令和四年四月一日から適用する。

（地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 新条例の規定は、令和四年四月一日以後に新設され、又は増設される特別償却設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された特別償却設備については、なお従前の例による。

3 第一条の規定による改正前の地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第二条に規定する中小連結法人については、新条例第二条に規定する中小通算法人とみなして、同条の規定を適用する。

4 令和四年四月一日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日まで間に事業税又は不動産取得税の申告期限が到来した者に係る課税免除又は不均一課税の申請期限は、新条例第五条の規定にかかわらず、施行日から起算して一月を経過した日とする。